

特別区消防団運営委員会への諮問について

1 諮問事項

大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力を向上させる方策はいかにあるべきか

2 審議期間

令和3年10月から令和5年3月末日まで（1年6か月）〈審議回数：令和3年度1回、令和4年度2回 計3回〉
（ 予 定 ）

3 諮問の趣旨

特別区消防団は、それぞれの地域との密着性を活かしながら、災害発生時においては消火を中心とした活動を積極的に行うとともに、平時においても、火災予防の啓発や住民への各種訓練指導等の役割りを担うなど、地域住民から頼られる存在である。

今後、発生が危惧されている「首都直下地震」や「南海トラフ地震」等の大規模地震発生時には、その特性を活かした迅速な出場による消火活動、また、消防隊との連携による延焼阻止活動など、その役割は普段の活動以上に多岐にわたることが考えられ当庁との連携を考慮した組織的な対応が必要となる。

このことから、消防団の実戦的な対応力の更なる向上が、大規模地震発生時における「より効果的な活動」につながると考えられることから、特別区消防団の消火活動能力の向上方策について諮問するものである。

課題並びに検討事項

今回の特別区消防団運営委員会においては、大規模地震発生時に、特別区消防団の役割が普段の活動以上に多岐にわたることが考えられるが、その活動の中で、消火活動に重点を置き、消火活動能力の向上方策について諮問するものです。

その中で、4つの課題が挙げられ、その課題についての検討事項については、下記の通りです。

課題① 継続的な図上訓練や活動マニュアルの整備は行っているが、大規模地震に特化した実戦的な訓練又は放水訓練は十分であるとは言い難い。

検討事項：時間的、環境的な制約の中でのマニュアルに沿った効率的かつ効果的な実動訓練、部隊運用・指揮判断能力の向上訓練及び署隊との連携活動訓練等の効率的実施に向けた検討

課題② 新型コロナウイルス感染症の影響により、実動的訓練の減少から、消火（放水）活動能力、技術の低下が危惧される。

検討事項：デジタル環境を有効活用した知識や現場判断力など総合的な活動能力の維持や向上方策等についての検討

課題③ 消防団員数の不足に伴い、活動力の低下が危惧される。また、若い世代の消防団員を導入し、組織の活性化を図る必要がある。

検討事項：消防団活動の更なる理解や周知度の向上に伴う入団促進等の検討

課題④ 消防団員の平均年齢の上昇に伴い、各種活動面における負担軽減に配慮した資機材の整備が望ましい。

検討事項：配置資機材の軽量化など、効果的かつ負担を軽減した装備資機材の整備について検討

各課題における現状と検討の方向性については、次の通りです。

課題に対する現状と検討の方向性

課題① 継続的な図上訓練や活動マニュアルの整備は行っているが、大規模地震に特化した実践的な訓練又は放水訓練は十分であるとは言い難い。

現 状

- ・ 年度1回、東京消防庁総合震災消防訓練時に、消防団も参加し、震災時の対応訓練（放水訓練）等を実施している。（消防署と連携をした長距離送水・放水訓練を実施している。）（別紙1：消防隊と連携した遠距離送水・放水訓練の実施状況を参照）
- ・ 消火（放水）訓練については、消防団操法大会において実施している。（年度1回6月頃に大会を実施。4月から6月に強化訓練を実施。） 志村消防団：各分団 週1～3日実施 板橋消防団：各分団 週1～3日実施
- ・ その他の放水訓練等の実施。 志村消防団：2年に1回実施（隔年で1回実施） 板橋消防団：年1回以上実施

検討の方向性

- 1 実践的な現場力の向上（震災時の火災対応では、消防団単独での従事が想定される。）
 - ・ 時間的制約がある中で、特別区消防団震災時活動マニュアル（消火活動部分抜粋：別添え参照）に沿った、消防署と連携した効率的で実践的な訓練を継続していく必要がある。
- 2 訓練実施環境の改善や実施場所の確保
 - ・ 関係機関からの訓練敷地、施設の借用等の実施場所の確保が必要である。（遠距離のホース延長、放水ができる場所。荒川等の河川や防火水槽等の水利の確保が必要となる。）
- 3 消防団員、消防職員への教育
 - ・ 消防団員に消火（放水）活動要領や知識を習得させるための、体験型訓練の充実を図った研修の継続実施と充実強化を図る必要がある。
 - ※ 現在、消防学校において、特別区消防団警防科研修等を実施している。
 - ・ 消防団員を指導する立場にある消防職員に対する研修の継続実施と充実強化を推進する必要がある。
 - ※ 現在、消防学校において、消防団教育訓練指導者本部教養等を実施している。

消防隊と連携した遠距離送水・放水訓練の実施状況



特別区消防団 震災時活動マニュアル



令和3年3月
防災部消防団課

5 災害活動

大地震発生時に最も恐ろしいのは、同時に発生する火災です。発生した火災の初期対応をする地域での消防団の活動が最も期待されており、地震被害を軽減する成否は、まさに、消防団の活動にかかっているといても過言ではありません。

しかし、火災が同時多発する場合は、どうしても消防力は分散を余儀なくされるうえ、道路・橋梁等の破壊や信号機の故障による通信障害に加え、上水道の損壊により消火栓も使えない場合も考えられ、その活動は著しく制限されます。したがって、活動の原則も平常時の火災とは、異なった次のような活動が必要です。

(1) 震災活動の原則

ア 消火活動の優先

平常時の火災は人命救助を優先しますが、これは消火活動に従事する消防隊が次々と到着することが期待できるからです。

しかし、大地震発生時に火災が多発した場合は、応援隊の到着は必ずしも期待できません。このため、消火活動について自己団（分団）だけで判断しなければなりません。火災は初期の段階での消火を逸すると急速に拡大し、関東大震災などで見られたような合流火災となり多数の人命を奪う危険性があります。従って、消火活動を優先するものとし、救助活動は、余力がある場合以外は地域住民等に任せるようにします。震災時の消防団活動では、消火することが人命救助活動であるともいえます。

イ 発生した火災の消火を優先

震災時には、短時間のうちに多くの火災が発生することにより消防力がいちじるしく劣勢になることから、初期の段階で一挙鎮滅しないと大火流となり消火困難となります。従って、平常時の消火活動にも増してより迅速に対応する必要があるといえます。

ウ 重要対象物周辺の消火を優先

同時に複数の火災が発生した場合には、重要対象物周辺の消火を優先して活動します。

エ 出場の優先順位

(ア) 避難路又は避難場所周辺の火災

(イ) 延焼危険の大きい地域で、消防署隊のポンプ車が入れない活動困難な火災

オ 消火活動の原則

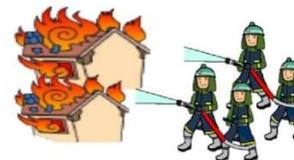
(ア) 使用する水利は、原則として消火栓以外を選定します。

(イ) 水量、ポンプ性能等を考慮し、可能な限り多口放水を行い、火面を包囲します。

(ウ) 火災規模と比べ消防力が優勢と判断した場合は、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧します。

(エ) 火災規模と比べ消防力が劣勢と判断した場合は、人命の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止します。

(オ) 充水及び送水時における水利選定は、消防署隊のポンプ車が部署不能な貯水槽（池）プール、河川、受水槽等とします。



(2) 出場

- ア 震災初期において担当区域内の火災を覚知した場合は、分団本部に報告するとともに速やかに出場し、消火活動を行います。
- イ 出場した火災の規模が単隊では延焼阻止困難と判断される火災については、分団本部を通じて団本部に状況を報告し、団本部の指示又は命令に基づき活動します。
- ウ 分団区域内で同時に2以上の火災を覚知した場合は、火煙の見える火災を優先します。
- エ 両火災とも延焼している場合は、消火活動困難区域及び木造住宅が密集しているような延焼危険の高い地域の火災を優先します。ただし、可搬ポンプが使用できる水利がある地域に限ります。
- オ 出場途上に指令番地以外の火災を発見した場合には、原則として出場指令番地に出場してください。ただし、別件火災の延焼状況及び現場到着順位等から別件火災へ出場を要すると判断したときは、その旨を分団本部に報告し、団本部からの指示を仰いでください。
- カ 出場途上に交通障害があり、通行できない場合は他を迂回します。
- キ 延焼中の火災現場に出場途上、救助を要する現場に遭遇した場合は、住民のみで対応可能であれば住民に任せ、対応不能な場合は、分団本部に状況を報告するとともに、応援要請し、火災現場に急行します。

(3) 水利部署

震災時は、過去の例からも断水のため消火栓のほとんどが使用不能となり、その他の消防水利も狭い道路に面したものは、接近できず使用できなくなることがあります。このような不測の事態を防ぐため、次の要領を念頭に置き水利部署します。



- ア 震災時は多口放水を必要とすることから、できる限り火点に近い水利に部署します。
- イ 消火栓が使用できない場合が多いことから、使用する水利は、原則として消火栓以外を選定します。ただし、傾斜地の低地に設置してある消火栓で鉄管口径が250mm以上ある場合は、使用できる場合が多いので水利部署を試みます。
- ウ 水利から火点まで同一距離に複数の水利がある場合は、長時間活動に備え、できる限り大容量の水利に部署します。
- エ 路地裏などの道路狭隘で消防署隊が使用しない水利がある場合は、努めて活用してください。
- オ 耐火造の大規模建物の受水槽を活用します。導水措置のあるものを活用してください。
- カ 水利から火点までが遠距離の場合は、必要に応じ、中継による消火活動を行います。
- ※ 中継体形とは、2台ないしそれ以上のポンプを水利から火点までの間に配備し、ポンプにより加圧しながら送水することで、ホースの摩擦損失による圧力低下を補って有効な放水圧力を確保することです。水利に部署するポンプを元ポンプ、火災現場に近いポンプを先ポンプ、その中間にポンプを置く場合は中ポンプと呼びます。(詳細な運用方法については、第2章、第1節、4、遠距離送水訓練を参照)
- キ 中継体形を必要とする場合
- (ア) 水利から火点までの距離が長く自己隊の積載ホースのみでは届かない場合

- (イ) 水利から火点までの距離が概ねホース10本以上で、かつ、先ポンプから2口放水する必要がある場合
- (ウ) 山林や崖地など高低差があり、低所から高所へ送水する必要がある場合(高低差が概ね30m以上の場合)
- (4) ホース延長・筒先配備
ホース延長等の要領は震災時であっても平常時と同じです。震災時は、他の分団からの応援出動を期待することはできないので、次の要領で行います。

- ア 水利から火点までの距離とホース数を考慮し、努めて2口放水できるように配慮してください。
- イ ホース延長は、努めて火点を左右の側面と背面等挟撃するように行います。
- ウ 筒先が広く移動できるよう、周囲の状況が許す限り余裕ホースをとります。
- エ 筒先配備は、原則として屋外とし、延焼中の建物と延焼危険のある建物の両方に放水できる場所とします。
- オ 筒先配備は、建物の角などで2面を担当できる場所とします。
- カ 風がある場合は、風下寄りの風横側に筒先配備します。
- キ 筒先配備の位置は、余震による瓦や窓ガラスの落下、あるいはモルタル壁の倒壊等があっても十分退避できるよう、できるだけ広い場所とします。



(5) 消火活動

- ア 消防団は、消防署隊の出場や応援隊はないものと考え、消防団の出場隊のみで消火するという気構えで消防活動を行ってください。
- イ 消防団が現場に到着し、消防署隊が現場に到着していない場合は、携帯無線機や伝令(消防団員又は住民)により火災の正確な発生場所、火災の規模・程度、消火可能の可否を分団本部に報告させてください。
- ウ 放水は、路上等屋外で行い、延焼防止を主眼に活動してください。
- オ 放水は死角の少ない場所を選定し、必要に応じ移動注水するなどして、担当する消火面の範囲をできるだけ広くとります。注水範囲(1口の防ぎよ担当火面長)は、概ね10mを目安としてください。
- カ 付近に自主防災組織や企業の自衛消防隊がいるときは、積極的に活用し、町ぐるみの体制で消火活動に当たります。
- キ 火災の規模が大きく、出場した消防団では消火力が不足する場合は、応援要請を行ってください。
- ク 付近に幅員の広い道路、空地、公園、河川、耐火建物等があり、焼止まりが期待できる場合は、効果的に活用を図り、市街地に延焼する部分を重点に消火します。
- ケ 火面が拡大し消火力が劣勢のときは、努めて道路、点在する空地、耐火建物等を利用して消火活動を行い、重要な方面への延焼防止を主眼にして消火活動を行います。
- コ 火災が多発し、出場先の火災の状況もすでに拡大している場合は、避難経路・避難場所に面する部分を最優先に消火活動を行うなど、避難経路・避難場所の防護活動に移行します。
- サ 消火活動中は、他の火災の動向に注意し、退路を断たれることのないよう、必要に応じ、指揮者は見張員を立てるか、自らときどき高所に立って周囲の状況を把握します。
- シ 消防署隊の隊長等から防火水槽に充水の指示があった場合は、消火活動の維持を図りつ

つ、放水活動に当たります。

(6) 延焼阻止線の設定

大地震により発生した火災が予想以上に多く、懸命な消火活動にもかかわらず延焼拡大し消火不能になることも考えられます。このような場合に、道路・河川・耐火建造物等の地形・地物を盾として活用し、あるいは破壊消防により延焼拡大を防止する要領を延焼阻止線の設定といいます。延焼阻止線の設定は、膨大な消火力を必要とする場合が多いので、消防署及び消防団が協力して延焼阻止線を設定する必要があります。

延焼阻止線の設定に必要な事項は、次のとおりです。

ア おおむね 20m以上の幅員のある道路、河川、空地、耐火建物群等を境として、延焼から守る街区内の火災を徹底的に消火し、火流を延焼阻止線で迎え撃ちます。

イ 指揮本部は、使用する水利と延焼阻止線上の放水すべき部署位置を隊ごとに指定し、これによって各隊はホース延長等の消火活動を行います。

ウ 水利は、原則として延焼から守る街区外のものを使用しますが、水量に余裕がある場合又は延焼街区内の水利が使用できる間はこれを活用し、火勢を弱めるため延焼阻止線に近い延焼街区内の建物にも適宜注水を行います。

エ 大火流が延焼阻止線に到着するまでの間、火流の両側面から消火し、少しでも延焼阻止線到着時の火面の幅を小さくします。

オ 火流が延焼阻止線に到達する直前になったら一斉に放水を始め、火勢を弱め反対側の街区への延焼を阻止します。

カ 大火災であることから背後地への飛火警戒には、全力を尽くして延焼阻止線を飛び越されないよう最大の努力をする。

キ 長時間大量放水をするため、防火水槽などの水量に限界のあるものは放水します。

ク 水利や消火力が乏しく、放水によって延焼阻止ができない場合は、道路等に面する家屋をブルドーザー等で破壊して延焼阻止線を設定する場合があります。これを破壊消防と呼んでいます。ばく大な時間と労力が必要となります。

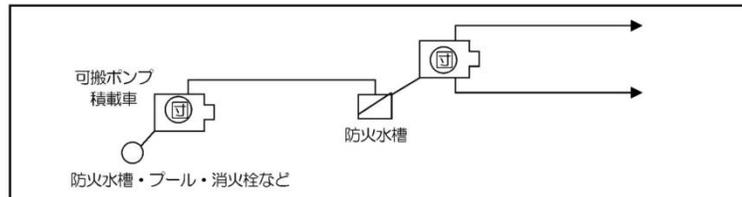


(7) 放水要領

防火水槽等の有限水利に、可搬ポンプや消防署隊のポンプ車が部署し長時間の消火活動を行うと水量不足が生じます。この場合、使用していない他の水利から使用中の防火水槽等へ、次の要領で放水を行います。

ア 防火水槽への放水は使用していない他の防火水槽・プール及び消火栓への部署を原則としますが、池・河川等からの放水も考慮します。消火栓については、消火活動に使用している消火栓と系統の異なる、なるべく鉄管口径の大きい消火栓を選定します。

イ 放水は、なるべく直接ポンプ等へ中継せず、いったん防火水槽等へ入れます。



ウ 放水は、ホースから直接行い、ノズルは離脱して行います。

エ 放水は、消防署隊の隊長等の指示に基づいて実施し、放水する水利と取水する水利を明確にします。

オ 取水する水利と放水する水利とが著しく遠い場合は、中継により行います。

(8) 残火処理要領

残火処理とは、延焼危険がなくなり火災が鎮圧された以降において残り火を点検し完全火消火する活動をいいます。残火処理の要領は、平常時火災の要領と同じですが、震災時には、消防団が消火活動中でも大勢が決していれば転戦命令が出る場合もあることから、できるだけ手際よく効率的な残火処理を行う必要があります。

ア 指定された区域において、高所から低所へ、周囲から中央部に範囲を縮小しながら実施します。

イ 軒裏、屋根等の残り火、煙の有無を確認します。

ウ 壁と壁の間などの見えない部分は、素手で触り温度を確かめます。

エ 注水は原則として、拡散注水、噴霧注水とし、圧力は低くし、不必要なときはシャットするなど、最小の水量で最大の効果を得るようにします。

オ 小屋裏、天井裏、床下等の外見上、鎮火の確認が困難な部分は、一部を破壊して確認します。破壊は原則として指揮本部長の命令により行うものとし、必要最小限に留めます。

カ 外壁に注水してもすぐに乾くときは、火が潜在しているので、局部破壊を実施し、注水します。

キ 注水は、1ヵ所に止まらず勢めて移動を行い、特に倉庫の商品棚及び林場においては、とび口等で局部破壊や切崩し、掘返し等を行うことで注水効果を上げます。

ク 布団、衣類等は、水浸し状態であっても、水切れとともに深部に残った火種の燃焼力が強まるので、着火したと思われるものは、屋外の安全な場所に搬出してください。

ケ 消防署隊の隊長は、消防団のみで残火処理が可能であると判断したときは、他の火災現場に転戦することがあります。このような場合は、防災市民組織や住民等の協力を得て残火処理を行います。

コ 消防団は、火災の程度から防災市民組織や住民等で十分残火処理が可能と判断したときは、これらの者に必要な指示をして残火処理を任せ、ホースや燃料等必要な資機材を整え、転戦又は次の火災に備えます。

サ 小さな余震でも、火災により建物等が倒壊し又は落下物が発生し易くなっているため、安全管理に十分な配慮が必要です。



阪神・淡路大震災（写真提供：神戸市）

4 遠距離送水訓練

大震災に伴う火災発生時は、家屋や電柱の倒壊による道路の寸断、消火栓使用不能に伴う無圧水利への部署等の理由から遠距離送水による消火活動が主となります。

活動時の注意点として、現在、特別区消防団に配置されている可搬消防ポンプ（B-2級）の放水性能限界は**1.0MPa**となっていることから、ホースの延長本数にも限りがあるため、ホースの本数による摩擦損失及び筒先圧力等を考慮し、中継ポンプや簡易水槽を活用した組織的で適切なポンプ運用、活動隊形等の技術が求められます。

また、高圧での運用となるため、ホースの経年劣化やV字摩耗による破裂（バースト）にも十分注意してください。

(1) 可搬消防ポンプ（B-2級）性能

	トーハツ	シバウラ
エンジン形式	3WF61A	EP556
総排気量	526mL	635mL
放水量/水圧（規格）	1.00m ³ /min 0.7MPa	1.32m ³ /min 0.7MPa
放水量/水圧（高圧）	0.60m ³ /min 1.0MPa	0.92m ³ /min 1.0MPa
外観写真		

※ 性能限界は、高圧運転時において1.0MPaまで

(2) 摩擦損失（ホース、ノズル、金具）一覧表

	消火用ホース		ノズル		金具
	50mm ホース	65mm ホース	21型改 ノズル	ガンタイプ ノズル（参考）	二又分岐
1本	0.09	0.03	0.3MPa 500 (L/min)	0.5MPa 460 (L/min)	0.1MPa
2本	0.18	0.06			
3本	0.27	0.10			
4本	0.36	0.13			
5本	0.45	0.17			
6本	0.54	0.20			
7本	0.63	0.23			
⋮	⋮	⋮			
20本		0.68	計算式使用（小数第三位切り捨て）・単位 MPa		

上記の摩擦損失一覧表のとおり、現在、特別区消防団に配置されている21型改ノズルを使用し、ホース延長を実施した場合、延長限界本数は50mmホースが7本であるのに対し、65mmホースは、50mmホースの約3倍である20本まで延長することができます。

留意点として、前述の延長限界本数は平面でのホース延長の場合であり、ホース延長に高低差が生じる場合は、その圧力（背圧）も含めて計算するため、延長可能本数は増減します。また、延長ホースに屈折箇所等があると有効圧力が得られないことから、適切なホース延長とホース整理に留意してください。

$$(\text{参考}) \text{背圧} = 0.01\text{MPa} \times \text{高低差 (m)}$$

(3) 中継隊形による遠距離送水

震災時においては、消火栓使用不能等の理由から、限られた無圧水利を活用して消火活動を行う必要があります。総じて、水利から火災現場までの距離が遠距離という状況に陥りやすく、各可搬ポンプ間をホースにて中継する活動隊形が有効になります。

ホースの本数が増えることで、ポンプ運用圧力も高圧となるため、努めてノズル操作はゆっくりと慎重に行い、配置されている中継用媒介金具（コワレンゾー）を使用し、ウォーターハンマー現象によるポンプ等の損傷に留意してください。

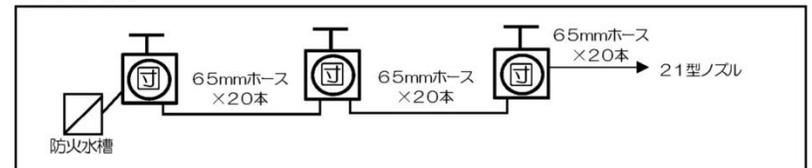
ウォーターハンマー（水撃現象）とは

管路（ホース内等）において流速が急速に変化するとき、管内圧力が変化する現象をウォーターハンマーといいます。これは、水の流れを急激に止めることにより、行き場を失った水の持つ運動エネルギーが瞬間的に圧力エネルギーに変わり圧力波が発生するもので、この時の圧力上昇は、管路を閉鎖する速度がある速さ以上になると著しく現われます。

中継用媒介金具は、中継送水時にポンプへの過大圧力を検知し、安全弁を開放することで過大圧力からポンプとホースを守り、吸水口に0.2MPa以上の圧力が加わると内蔵のリリーフ弁が作動し、0.6MPa以上の高圧では約700L/minの水が放出される仕様となっています。



中継隊形（例）



(4) 自動中継機能

各消防団に配置されている可搬ポンプの中には、自動中継機能付きのものがあります。

自動中継機能とは、元ポンプ（水利側）から吸水口へ送られてくる水圧を感知すると、エンジンが自動的に始動し、スロットル制御からエンジン停止までを全自動で運転する機能です。

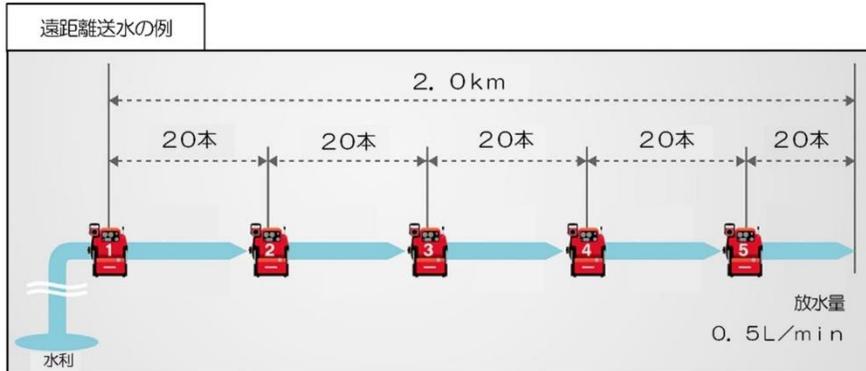
遠距離送水時に自動中継機能付きの可搬ポンプを活用する場合は、元ポンプと先ポンプ（筒先側）の間に子ポンプを配置することで、長距離の送水を可能とします。元ポンプのエンジンを始動し、揚水後に送水すると、各子ポンプは送水を感知し、順次自動でエンジンを始動し、送水、圧力調整、エンジン停止までの過程をコンピューター制御で行います。

本機能を適切に扱うことにより、各可搬ポンプ間において、20本以上ホースを延長し、筒先21型ノズルにて流量500L/minの放水が可能となります。つまり、遠距離送水の実施にあたり、各可搬ポンプを運用する人員を削減し、最前線の人員を増員することができ、消防活動の有効性を向上することができます。

ただ、長時間の放水活動に及ぶ場合、残燃料、残オイル、キャビテーション、オーバーヒート等のアクシデントに注意するとともに、各可搬ポンプの取扱い説明書を熟知し、適切な取扱いの徹底を図ることが必要となります。

※ 特別区内全可搬消防ポンプ 990台

うち 自動中継機能付き可搬消防ポンプ 530台（令和3年4月1日現在）



課題に対する現状と検討の方向性

課題② 新型コロナウイルス感染症の影響により、実動的訓練の減少から消火（放水）活動能力、技術の低下が危惧される。

現 状

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、2年連続で板橋区内消防団操法大会の中止により、消火（放水）活動の訓練がすべて中止となった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、2年連続で板橋区消防団合同点検も中止。防災訓練、演習等ほとんどが中止となり、消火（放水）活動訓練の回数が激減したため、消火活動能力、技術の低下が懸念される。
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、新入団員に対する体験型の消火（放水）訓練が実施されていない。（新入団員教養においては放水訓練、応急救護等を実施している。）（別紙2：新入団員教養実施状況を参照。）
- ※ 今後も新型コロナウイルス感染拡大の終息が予測されないことから、消防団の訓練・行事等が中止となることが懸念される。
- ・ 消防団各分団にタブレット1台配置となり、Web会議やオンラインでの研修が開始された。
 - ・ 各自消防団員に、IT環境における教養システム（eラーニングシステム）を活用した教養を促進している。

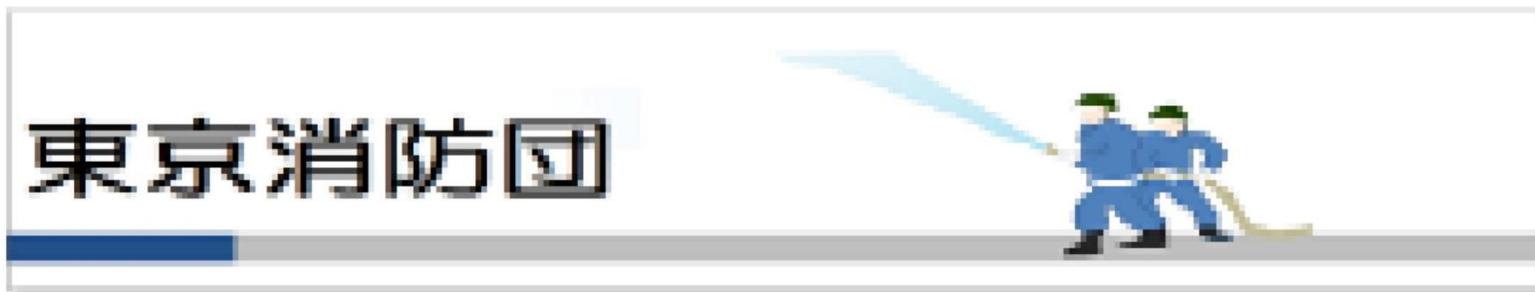
検討の方向性

- 1 感染防止対策に配慮した実動的体験型訓練の実施（実施人数を制限し、数回に分けた訓練等の実施。）
- 2 デジタル環境の有効活用による活動力維持や知識の向上
 - ・ 映像を活用した消火（放水）活動の知識や現場判断力の向上を図る。（タブレットを有効活用し、大規模地震災害の映像により教養、検討会等を実施する。）
 - ・ 教養システム（eラーニングシステム）を積極的に活用し、技術・知識の向上を図る。（消防団eラーニングシステムは全消防団員が閲覧可能であり、いつでも自主教養ができる。また、研修時においても利用される。）（別紙3：消防団eラーニングシステム内閲覧項目参照）
- 3 デジタル環境の充実・拡張
 - ・ タブレットの追加配置。火災シュミレーション・延焼シュミレーション等の映像や実火災での消火活動の映像を活用した教養の実施。（別紙4：火災シュミレーション・延焼シュミレーション、実災害映像を活用）
 - ・ AR（拡張現実）やVR（仮想現実）の導入並びにデジタル技術が備わった訓練施設の開設。（防災館のような大規模地震発生の映像に対し放水体験ができるような施設の開設）

新入団員教養実施状況



東京消防団 e-ラーニングシステム



注意事項

- 1 本システムは無料で利用できますが、利用するために必要な環境準備および通信料は利用者負担となります。
- 2 モバイル端末に配信される動画は、1教材あたり100MB前後の通信が発生する場合があります。そのため、自宅などの安全なWiFi環境下でのご利用を推奨します。

東京消防団eラーニングシステム内閲覧項目

①基礎学習用教材（特別区）



- ①消防団ハンドブック②訓練礼式③高所放水要領
- ④可搬ポンプ車運用要領⑤車両点検要領
- ⑥資器材活用要領⑦震災時における団本部運営要領
- ⑧消防団員のための教育用教材

②科目別教材



機関科・指揮幹部科・初級幹部科・警防課
女性団員研修の自己学習
(※研修の事前学習用教材ではありません)

③消防操法のポイント



- ①可搬ポンプ操法のポイント
- ②可搬ポンプ操法指導要領

④東京都消防操法大会



東京都消防操法大会の実施要領・統一事項
大会映像

⑤全国消防操法大会



全国消防操法大会・全国女性消防操法大会
の実施要領・統一事項 大会映像

⑥総務省から消防学校に配置された無償貸付資器材



全国で消防団に配置されている消防団バイク
隊・ドローンの講習内容

東京消防団eラーニングシステム内閲覧項目

⑦消防団活動紹介



- ①消防団の活動紹介・活動事例集
- ②入団促進トピックス・入団促進情報

特別区消防団員専用ページ



- ⑦消防団活動紹介や入団促進等募集に関するサイトにリンクする

⑧知っておこうフォルダー



- ①資機材（バッテリー・三連梯子）取扱い要領
- ②総合的な防火防災診断
- ③各種事故防止の徹底
- ④消防団員が必要とする教養資料

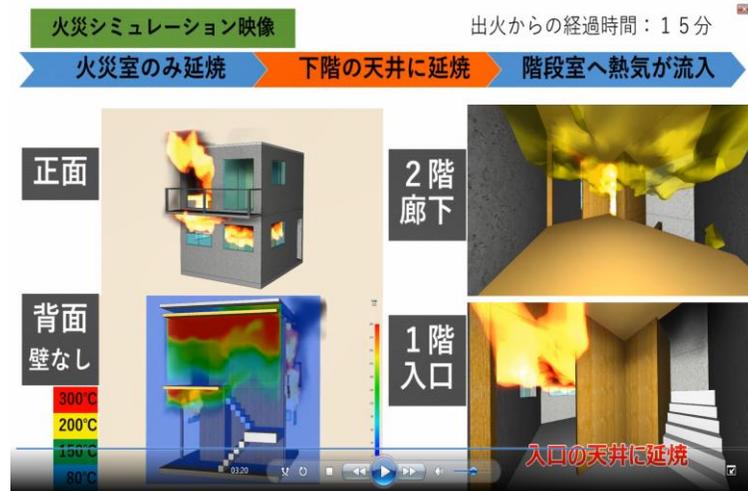
⑨新入団員教育資料（特別区）



新入団員に対する服装・礼式等

映像を活用した消火方法の教養やシュミレーション（動画）

火災シュミレーション



火災での危険な現象等の映像
フラッシュオーバー



延焼シュミレーション



大規模災害発生時のへり映像関係



課題に対する現状と検討の方向性

課題③ 消防団員数の不足に伴い、活動力の低下が危惧される。また、若い世代の消防団員を導入し、組織の活性化を図る必要がある。

現 状

- 志村消防団、板橋消防団共に消防団員充足率が90%に至っていない。(令和3年12月1日現在)
(志村消防団：88.6% 10代：0%、20代：9%、30代：9%、40代：27%、50代：30%、60代：25%)
(女性団員 41名・学生団員 6名) (令和2・3年度 入団24名 女性6名・学生6名)
 - (板橋消防団：73.7% 10代：7%、20代：19%、30代：7%、40代：20%、50代：24%、60代：22%、70代：1%)
(女性団員 53名・学生団員 57名) (令和2・3年度 入団56名 女性8名・学生37名)
- ※ 板橋消防団については、定年延長を取り入れている。また、板橋消防団管内に帝京大学、東京家政大学があり、学生団員が多い傾向にある。
- 東京消防庁において、充足率を補うため、大規模災害団員(消防団員のうち、震災、水災等の大規模災害時において出場服務することを主たる任務とするもの)を導入している。
 - 地域での各種行事において、消防団募集の広報活動を実施している。(町会等の防災訓練、地域の祭典、成人式等において消防団員によるチラシを活用した消防団募集活動を実施している。)(別紙5：消防団募集用チラシ(学生・女性・事業所)参照)

検討の方向性

- 募集広報の充実・強化
 - あらゆる機会をとらえた消防団員の募集広報を継続実施する。
 - 学校、公共施設等に募集チラシを配置する等の募集広報活動を継続する。
- 大規模災害時の活動力向上のための人員確保(別紙6：大規模災害時の概要)
 - 各地域、各消防団の実情に応じた、大規模災害団員制度の導入と入団促進を実施する。
 - 大規模災害団員制度の広報及び募集活動を実施する。
- 若い世代・女性・学生の団員確保と組織の活性化のための方策
 - SNS(YouTube)等により消防団の活動紹介等の内容を充実強化し、継続的に情報発信をする。
(現在、配信されているYouTube動画については、別紙7のとおり。)(現在SNSのYahoo!検索時のバナー広告については、別紙8のとおり。)
 - 専門学校、大学、各種企業等と連携した体験入団の導入や、現役の若い消防団員による体験談の講演等を実施する。

募集チラシ(学生用)

消防団の主な行事について 消防団は一年を通じて様々な行事があります。そのうちの代表的な行事をいくつかご紹介します。

- 1月** **消防団始式**
 新年を迎え、地域の安全・安心を祈願するとともに、消防団員等に対する表彰を行います。


- 5月** **消防操法大会**
 各消防団で可搬ポンプ操法技術や救助技術を競い合います。なお、10月には、都内の代表消防団が操法技術を競い合う東京都消防操法大会を行います。


- 6月**
 各消防団で可搬ポンプ操法技術や救助技術を競い合います。なお、10月には、都内の代表消防団が操法技術を競い合う東京都消防操法大会を行います。
- 9月** **総合防災訓練**
 東京都の総合防災訓練や各地域で行う防災訓練に参加し、応急救護指導や、初期消火訓練の指導を行います。


- 10月** **消防団点検**
 日頃の訓練成果を確認するとともに、地域住民の皆様へ消防団の活動を紹介しています。

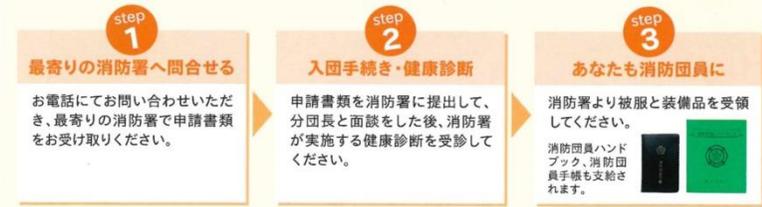

- 12月** **年末消防特別警戒**
 各消防団で繁華街や重点区域の警戒を行います。地域に密着した消防団の重要な活動です。


- 通年** **消防団員募集活動**
 1年を通じて消防団員募集活動を行います。



その他の行事 | ●水防訓練(5~6月) ●祭りなどの警戒(7~8月) ●震災訓練(11月) など

入団の流れ



TOKYO SYOBO ACTION 東京を守るのは、あなただ!
消防団員募集

学生用



まずはWebサイトにて詳細をご確認ください

東京消防団 検索

<http://tokyo23city-syobodan.jp/>




- 入団資格**
- 18歳以上の健康な方
 - 23区内に居住・勤務・通学している方
- お問い合わせはフリーダイヤルまたは最寄りの消防署まで

※現役消防団員の方がモデルをしています。

東京消防庁

特別区消防団への入団に関するお問い合わせは
0120-119-588
 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)



募集チラシ(学生用)

TOKYO
SYOBO
ACTION

私が消防団員になった理由



大学生の消防団員として活躍中のI-KさんとO-Mさん。
大学生生活と消防団の活動を両立させながら、自分らしい充実した毎日を送っています。

就活に活用できる

消防団活動による「地域貢献の証」 特別区学生消防団活動認証制度



特別区の消防団員として消防団活動を行った功績を認証し、「特別区学生消防団活動認証証」を交付する制度を実施しています。就職活動時に「特別区学生消防団活動認証証明書」を提出することで、大学生生活で社会に貢献してきたことをアピールできます。

交付・提出までの流れ

- ①所属する消防団長に依頼、消防団長が消防総監に推薦
- ②認証決定後、「認証証」と「認証証明書」を交付
- ③企業への就職活動時に、「認証証明書」を提出できます

安心して活動できる

様々な処遇制度

年2回(3・9月)に分けて年額報酬(42,500円~)が支払われます。また、災害や警戒などで出場した際には手当(出場1回につき4,000円)が支払われます。他には、小型船舶操縦士や陸上特殊無線技士などの資格取得を目的とした、研修制度を設けています。



Q どうして消防団に入団したのですか?

地域の人々の役に立ちたいと思ったから。(I-Kさん)
自分の自信に繋がったから。(O-Mさん)

Q 在学期間中だけの入団でも大丈夫?

活動に参加することで、社会の見方が変わります!!限られた期間でも、丁寧に教えて下さる先輩がたくさんいます。(I-Kさん)

Q 学業と両立できますか?

消防団の活動は学校の終わった平日の夜や土日に行われるため、難しくはありません。(O-Mさん)

Q 試験期間中や学校の活動と重なったら?

大切な行事と重なる場合は、そちらを優先することができました!!(I-Kさん)

消防団の主な活動

平常時

災害活動訓練 地域の警戒活動 応急救護指導 防火防災指導

災害時

救助活動 消火活動 水防活動

詳しくはWebサイトで <https://tokyo23city-syobodan.jp/student/>

募集チラシ(女性用)

消防団の主な行事について 消防団は一年を通じて様々な行事があります。そのうちの代表的な行事をいくつかご紹介します。

- 1月** **消防団始式**
 新年を迎え、地域の安全・安心を祈願するとともに、消防団員等に対する表彰を行います。
 
- 5月** **消防操法大会**
 各消防団で可搬ポンプ操法技術や救助技術を競い合います。
- 6月** 各消防団で可搬ポンプ操法技術や救助技術を競い合います。なお、10月には、都内の代表消防団が操法技術を競い合う東京都消防操法大会を行います。
 
- 9月** **総合防災訓練**
 東京都の総合防災訓練や各地域で行う防災訓練に参加し、応急救護指導や、初期消火訓練の指導を行います。
 
- 10月** **消防団点検**
 日頃の訓練成果を確認するとともに、地域住民の皆様に消防団の活動を紹介しています。
 
- 12月** **年末消防特別警戒**
 各消防団で繁華街や重点区域の警戒を行います。地域に密着した消防団の重要な活動です。
 
- 通年** **消防団員募集活動**
 1年を通じて消防団員募集活動を行います。
 

その他の行事 | ●水防訓練(5~6月) ●祭りなどの警戒(7~8月) ●震災訓練(11月) など

入団の流れ

- step 1**
最寄りの消防署へ問合せ
 お電話にてお問い合わせいただき、最寄りの消防署で申請書類をお受け取りください。
- step 2**
入団手続き・健康診断
 申請書類を消防署に提出して、分団長と面談をした後、消防署が実施する健康診断を受診してください。
- step 3**
あなたも消防団員に
 消防署より被服と装備品を受領してください。
 消防団員ハンドブック、消防団員手帳も交与されます。
 

TOKYO SYOBO ACTION 東京を守るのは、あなただ！ 消防団員募集

女性用



まずはWebサイトにて
詳細をご確認ください

東京消防団 検索

<http://tokyo23city-syobodan.jp/>



入団資格

- 18歳以上の健康な方
 - 23区内に居住・勤務・通学している方
- お問い合わせはフリーダイヤルまたは最寄りの消防署まで

※現役消防団員の方がモデルをしています。

東京消防庁

特別区消防団への入団に関するお問い合わせは
 ☎0120-119-588
 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

リサイクル選性(A)
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

募集チラシ(女性用)

TOKYO
SYOBO
ACTION

私が消防団員になった理由



C・Nさん
(36歳)

入団歴:5年7ヶ月

日頃から何かあった時のために
心身ともに備えを常に
心がけています

女性消防団員として活躍中のC・Nさん。

社会人として、女性として、自分らしい充実した毎日を送っています。

安心して
活動
できる

各種手当や報酬も充実 **消防団員は特別職の地方公務員**

手当と報酬

年額報酬
42,500円～
出場1回につき
4,000円

公務災害補償

活動中にケガなどをした
場合、治療の費用や
休業の補償、介護の補
償など様々な補償があ
ります。

退職報奨金

5年以上在団して消防
活動を行った方が退団
した場合、勤務年数や
階級に応じて退職報
奨金が支払われます。

他にも…

被服等の給貸与

功労に応じた表彰

健康診断(入団時・定期)

女性が
活躍
できる

女性の特性を活かします

毎日が充実
しています!



防災教育・ 応急救護指導

学校での防災教育な
ど、地域と連携して啓
発活動を行います。



お祭りやイベント などの警戒活動

参加者が安心してイ
ベントを楽しめるよう団
員が協力します。



広報活動

防災週間や地域の催
し物で火災予防呼び
かけを行います。



Q どうして消防団に 入団したのですか?

友人の事故現場に遭遇した際、何もでき
なかった自分を悔やんでいたためです。

Q 男性の活動という印象がありますが、 不安はありませんでしたか?

不安はありましたが、入団してみると女性の方も多く、
優しい方ばかりで不安はなくなりました。

Q プライベートとの両立は 難しいですか?

年度はじめに年間予定ができるため、
プライベートとの調整はしやすいです。

Q 消防団員としての夢は?

応急手当普及員の資格を生かし、地域の皆さんにAED
の使い方や心配蘇生法などを伝えていきたいです。

消防団の主な活動

平常時

災害活動訓練
地域の警戒活動
応急救護指導
防火防災指導

災害時

救助
活動
消火
活動
水防
活動

募集チラシ(事業所用)

消防団の主な行事について

消防団は一年を通じて様々な行事があります。そのうちの代表的な行事をいくつかご紹介します。

- 1月** **消防団始式**
 新年を迎え、地域の安全・安心を祈願するとともに、消防団員等に対する表彰を行います。
 
- 5月** **消防操法大会**
 各消防団で可搬ポンプ操法技術や救助技術を競い合います。
- 6月** **消防操法大会**
 なお、10月には、都内の代表消防団が操法技術を競い合う東京都消防操法大会を行います。
 
- 9月** **総合防災訓練**
 東京都の総合防災訓練や各地域で行う防災訓練に参加し、応急救護指導や、初期消火訓練の指導を行います。
 
- 10月** **消防団点検**
 日頃の訓練成果を確認するとともに、地域住民の皆様に消防団の活動を紹介しています。
 
- 12月** **年末消防特別警戒**
 各消防団で繁華街や重点区域の警戒を行います。地域に密着した消防団の重要な活動です。
 
- 通年** **消防団員募集活動**
 1年を通じて消防団員募集活動を行います。
 

その他の行事 ● 水防訓練(5~6月) ● 祭りなどの警戒(7~8月) ● 震災訓練(11月) など

入団の流れ

- step 1**
最寄りの消防署へ問合せ
 お電話にてお問い合わせいただき、最寄りの消防署で申請書類をお受け取りください。
- step 2**
入団手続き・健康診断
 申請書類を消防署に提出して、分団長と面談をした後、消防署が実施する健康診断を受診してください。
- step 3**
あなたも消防団員に
 消防署より被服と装備品を受領してください。
 消防団員ハンドブック、消防団員手帳も支給されます。
 

TOKYO
SYOBO
ACTION

東京を守るのは、あなただ！ 消防団員募集

事業所用



まずはWebサイトにて
詳細をご確認ください

東京消防団 検索

<http://tokyo23city-syobodan.jp/>



入団資格

- 18歳以上の健康な方
- 23区内に居住・勤務・通学している方

お問い合わせはフリーダイヤルまたは最寄りの消防署まで

※現役消防団員の方がモデルをしています。

東京消防庁

特別区消防団への入団に関するお問い合わせは
☎ 0120-119-588
午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

リサイクル選性(A)
この印刷物は、印刷用の紙を
リサイクルできます。

募集チラシ(事業所用)

TOKYO
SYOBO
ACTION

私が消防団員になった理由

小さな私でも、この街の力になれます。



M・Tさん
第一生命保険株式会社
入団歴:9年

いざという時、真っ先に動けるようになりたい。



T・Mさん
株式会社丸ノ内ホテル
入団歴:1年

消防団員として活躍中のM・TさんとT・Mさん。
日々の業務と消防団の活動を両立させながら、充実した毎日を送っています。

地域貢献の証 **消防団協力事業所表示制度**

「消防団協力事業所表示証」を事務所に掲出したり、自社サイトで公表できます!

地域における事業所の社会貢献を広く広報し、地域からの理解を一層深めることを目的とした制度です。消防団活動への協力が社会貢献として認められ、その取り組みを広く公表することができます。

下記のいずれかに適合すると交付されます!

複数の従業員が消防団に入団している

消防団の広報協力や消防団の訓練場所などの提供をしている

その他、消防団活動に協力している

申請方法

東京消防団

http://tokyo23city-syobodan.jp/
「新規」や「更新」いずれの場合もWebサイトを確認の上、申請や推薦を受けてください。





消防団協力事業所表示証



どうして消防団に入団したのですか?
職場の先輩のすすめで。(M・Tさん)
防災の知識と技術を身に付けたくて。(T・Mさん)

プライベートと両立できますか?
仕事の兼ね合いもありますが、自分のペースで焦らず参加できます。(T・Mさん)

活動が仕事面で役立つ経験を教えてください
クライアントの保障について、防火防災の視点からお役に立てます。(M・Tさん)

活動がプライベートで役立つ経験を教えてください
日常生活においても防災の意識・関心が強くなりました。(T・Mさん)

消防団の主な活動

—— 平常時 ——

災害活動 訓練	地域の 警戒活動	応急救護 指導	防火防災 指導
------------	-------------	------------	------------

—— 災害時 ——

救助活動	消火活動	水防活動
------	------	------

詳しくはWebサイトで <https://tokyo23city-syobodan.jp/company/>

別紙 6

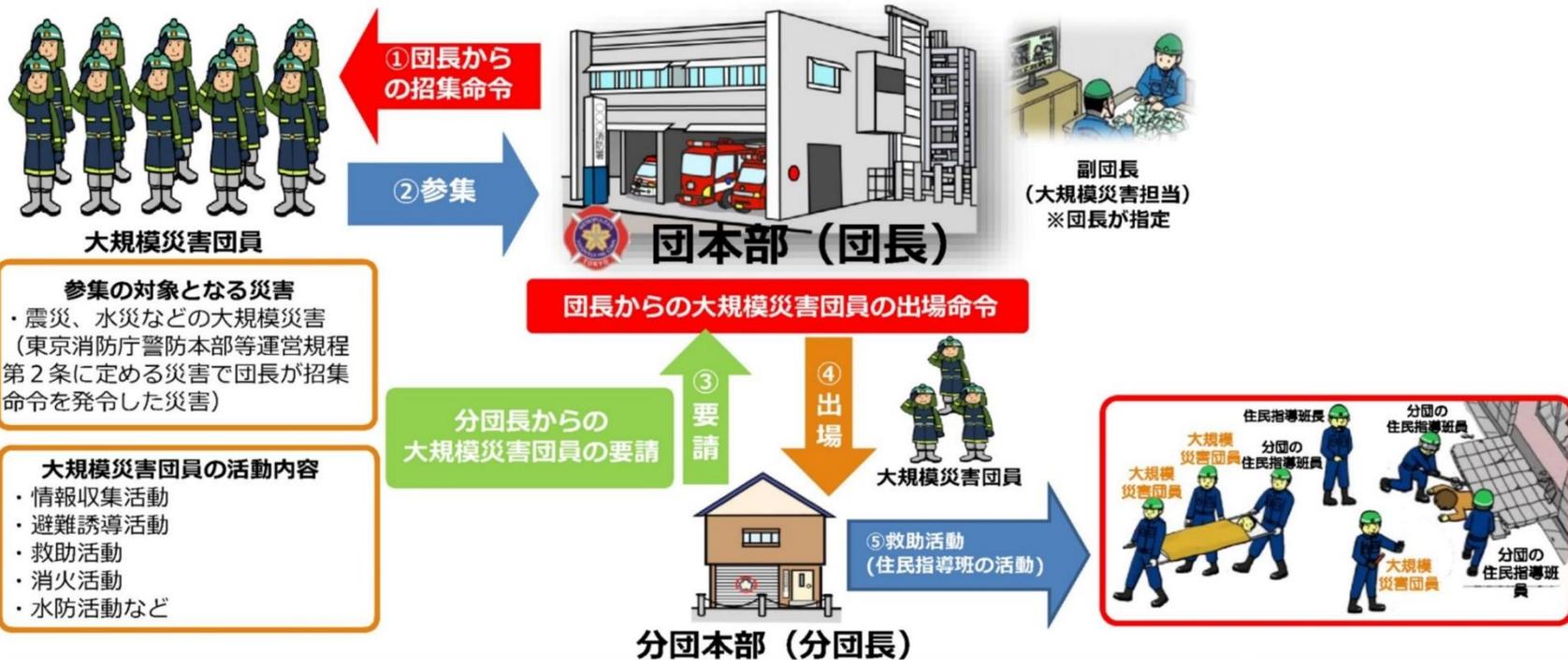
大規模災害団員運用概要と関係条例・規程等

項目	運用概要	関係条例・規程等
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員の経験者（定年のみならず家庭の事情等による退団者を含む） ・ 消防職員の経験者 ・ 医療関係従事経験者など、災害対応に必要な専門的知識及び技術を有していると消防団長が認めたもの 	<p>条例、規程改正後に通知で示します。</p>
配置数	<p>算定上の根拠として、各消防団で分団数に3を乗じた数が上限</p>	<p><u>「特別区の消防団員の配置に関する規程」</u>（新設）</p>
任務	<p>警防本部等運営規程第2条に定める災害（震災・水災・武力攻撃災害等・常時の態勢では対応できない大規模又は特異災害）が発生した場合に、災害情報の収集、住民等の避難誘導、消火活動、救助活動等を行う。</p>	
招集命令	<p>団長は、以下の場合において招集命令を発令することができます。</p> <p>① 全団員に招集命令が発令される態勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防第4非常配備態勢 ・ 震災警戒第2態勢 ・ 震災非常配備態勢 <p>② 団長が必要に応じて招集できる態勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防第2又は第3非常配備態勢 ・ 震災警戒第1態勢 ・ 武力攻撃災害等警戒態勢 ・ 武力攻撃災害等非常配備態勢 ・ 大規模又は特異な災害が発生し、人員の補充を必要とする場合 	<p><u>「特別区消防団の災害活動等に関する規程」</u></p> <p><u>「特別区消防団の災害活動要領」</u></p> <p>※ 下線は改正する条例・規程</p>
参集場所	<p>消防団本部に参集</p> <p>ただし、団長が事前又は招集命令時に参集場所を指定することで分団本部も可</p>	

項目	運用概要	関係条例・規程等
出場	団長の命令で出場	<u>「特別区消防団の災害活動等に関する規程」</u> <u>「特別区消防団の災害活動要領」</u>
現場活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各分団の任務班の活動を行う ・分団長の指揮の下に活動する ・任務班の長が大規模災害団員に活動をさせる 	
活動技術の維持向上	震災訓練、水防訓練、団点検等への参加で活動技術の維持向上と団員間の連携を醸成する。	
階級	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として「団員」 ・リーダー的存在となる団員については、「班長」とすることが可能 	通知で示します。
配置先	団本部付とする	<u>「特別区消防団の災害活動等に関する規程」</u>
費用弁償	基本団員と同様に、1回につき4,000円を支給する。	特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則
年額報酬	7,000円（新設）	<u>特別区の消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例</u>
退職報奨金	基本団員と同様に、5年以上消防団員として勤務して退職した場合は、その者（死亡による退職の場合は、その者の遺族）に退職報償金を支給する。	特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則
給貸与品	<ul style="list-style-type: none"> ・制服以外を貸与 保安帽・防火帽の標識を黄色とし、別に大規模災害団員標識を付す。 	<u>「特別区の消防団員の被服の給与及び貸与に関する規程」</u> <u>「特別区の消防団員服制規程及び細目」</u>

※ 下線は改正する条例・規程

(5) 大規模災害団員活動イメージ



大規模災害団員の服装

給 (貸) 与する被服等 (夏服、冬服の制服以外)



防火服



活動服

保安帽・防火帽



団本部
標識色の変更 (白→黄)

大規模災害団員
大規模災害団員標識追加

別紙 7

YouTubeで公開されている消防団員募集広報

①消防団員募集



全公開：消防団課作成（特別区消防団募集）ダンスを取り入れた募集内容

②消防団員募集



全公開：消防団課作成（特別区消防団募集）ダンスを取り入れた募集内容

③家族をまもる 街をまもる あなたはヒーロー！



全公開：消防団課作成（特別区消防団募集）消防団とは？活動内容を一人の芸能人を主役としてストーリー的に

④消防団員インタビュー（団員：学生）



限定公開：消防団課作成（特別区消防団募集）入団のきっかけ、活動内容、エピソード等消防団員へのインタビューの内容

⑤消防団員インタビュー（団員：大学生・女性）



別紙 8

Yahoo! 検索時の消防団募集のバナー広告



期間限定（令和3年6月～令和4年2月）でランダムに3種類の消防団募集のバナー広告が掲示される。（他のバナー広告も表示されるため、毎回表示されるものではない。また、契約の関係で期間があっても不定期となっています。）

課題に対する現状と検討の方向性

課題④ 消防団員の平均年齢の上昇に伴い、各種活動面における負担軽減に配慮した資機材の整備が望ましい。

現 状

- ・ 若年消防団員の入団が少ないため、消防団全体の平均年齢が徐々に高齢化になっている。

※ 特別区消防団平均年齢

令和 3年度	: 50.4歳 (令和3年12月1日現在)
平成28年度	: 49.5歳 (5年前)
平成23年度	: 48.8歳 (10年前)

検討の方向性

- 1 新たな資機材整備による負担軽減
 - ・ 長距離・長時間放水の負担軽減に対応できる消火資機材の整備。
 - ・ 現行の手引き可搬ポンプ積載台車に代わる、少人数また女性でも手軽に扱えるものに整備。
 - ・ 可搬ポンプ積載車の増強並びに格納庫の拡張。
- 2 既存資機材の軽量化やコンパクト化による負担低減（現在の消防団配置の主な消火用資機材・その他の資機材については、別紙9のとおり）
 - ・ ホース、管そうの軽量化。
 - ・ 取り扱い方法が簡易的・容易的な資機材の配置や整備。

別紙 9

主な消火用資機材

可搬ポンプ積載台車



可搬ポンプ積載車



65mmホース



65mm用正管そう



軽量ノズル



スムーズノズル



ガンタイプノズル



放口用二又媒介金具



フローティングストレーナー



その他資機材

チェーンソー



携帯型油圧救助器具



可搬ポンプ内洗浄器具



投光器



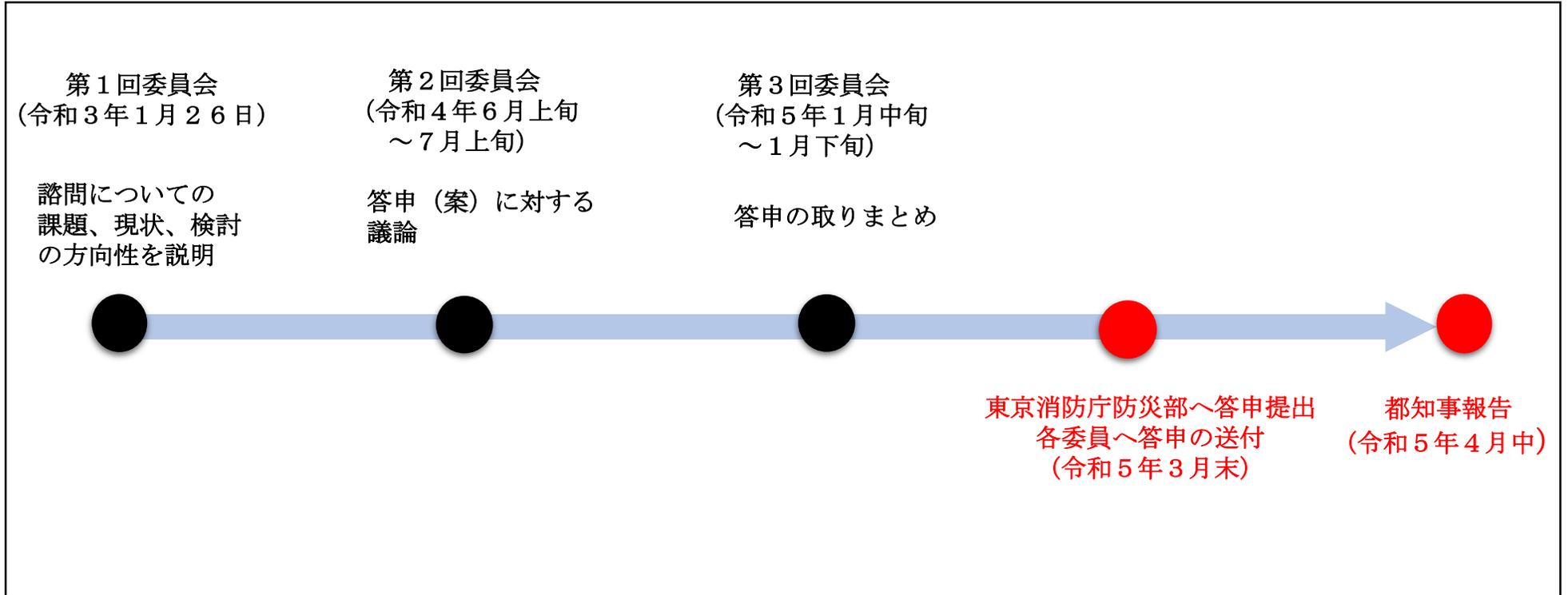
非常用発電機



モバイル機器
(タブレット・モバイルルーター)



今後の予定（案）



- ◆ 第2回委員会について
第1回委員会（書面会議）での各委員のご意見、及び消防団員の意見等を事務局が取りまとめて、答申（案）を作成します。
第2回委員会で、答申（案）に対し、ご審議（議論）をよろしくお願いいたします。